

第2号議案

京都地方税機構議会定例会条例制定の件

京都地方税機構議会定例会条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構議会定例会条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定による京都地方税機構議会定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。